

令和 8 年 第 4 回 飯 豊 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 8 年 4 月 2 2 日 令和 8 年 第 4 回飯豊町議会臨時会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	横 山 清 彦	2 番	島 貫 寿 雄
3 番	遠 藤 純 雄	4 番	高 橋 勝
5 番	舟 山 政 男	6 番	松 山 和 好
7 番	遠 藤 芳 昭	8 番	高 橋 亨 一
9 番	菅 野 富 士 雄	1 0 番	屋 嶋 雅 一

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

◎ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	嵐 正 人	副 町 長	西 嶋 康 平
教 育 長	菅 原 透	会計管理者（兼） 税 務 会 計 課 長	渡 部 博 一
総 務 課 長	鈴 木 祐 司	企 画 課 長	渡 辺 裕 和
住 民 課 長	細 谷 美 佳	健 康 福 祉 課 長 （兼）地域包括支援 セ ン タ ー 所 長	井 上 友 和
介護老人保険施設 事 務 長 （ 兼 ） 国保診療所事務長	色 摩 里 香	農 林 振 興 課 長 （併）農業委員会 事 務 局 長	上 田 信 幸
商 工 観 光 課 長	伊 藤 満 世 子	地 域 整 備 課 長	宮 川 千 鶴 子
教 育 総 務 課 長	横 山 昌 則	社会教育課長（併） 町民総合センター 所 長	竹 田 辰 秀

脱炭素推進担当課長 勝 見 賢太郎

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佃 典 子 議 事 室 主 任 杉 本 優 里
事 務 助 手 横 澤 吉 和

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和 8 年 第 4 回飯豊町臨時会議事日程 〔第 1 号〕

令和 8 年 4 月 2 2 日

午前 1 0 時 開会

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 3 号	工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和 7 年度町道手ノ子高峰線西高峰橋架替工事（下部工））
日程第 4	承認第 4 号	工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和 6 年災第 6502 号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））
日程第 5	承認第 5 号	令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算（第 1 5 号）の専決処分の承認について
日程第 6	承認第 6 号	飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
日程第 7	承認第 7 号	飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

日程第 8 議案第 59 号 令和 8 年度飯豊町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 60 号 公有財産の取得について（令和 8 年度ロータリ
除雪車購入事業）

令和 8 年 第 4 回飯豊町臨時会議事日程 〔第 2 号〕

追加日程第 1 発議第 4 号 議案第 59 号令和 8 年度飯豊町一般会計補正予
算（第 1 号）に対する附帯決議の提出について

(議長 屋嶋雅一君)

(開会 -10:00-)

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の臨時会開催に当たり、議員各位並びに町執行部の皆様には、ご多忙のところ、ご出席を賜り賜りまして、誠にありがとうございます。

町内では田植の準備が始まり、ようやく心和む景色が広がりつつあります。例年に比べ、春とは思えない温かさが続いております。季節の移ろいが深まる中、体調を崩しやすい時期でもございますので、どうか皆様におかれましては、健康に十分従事の上お過ごし頂きたいと思います。以上、挨拶とさせていただきます。

本日の出席議員数は10名であります。去る4月14日招集告示されました令和8年第4回飯豊町議会臨時会は、定足数に達しておりますのでここに成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめご手元に配付しております議事日程により進めてまいります。また、議案の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知、大きくなっただきたいと思います。

《 日程 第 1 》

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、飯豊町議会会議規則第126条の規定により、8番 高橋亨一君、9番 菅野富士雄君を指名いたします。

《 日程 第 2 》

会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間に定めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

《 日程 第 3 》

承認第3号 工事請負請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和7年度 町道手ノ子高峰線西高峰橋架替工事（下部工）

及び

《 日程 第 4 》

承認第4号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和5年災第6502号 町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債）

の2案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました承認第3号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について及び、承認第4号工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認についての2案件についてご説明申し上げます。

2案件とも工事請負契約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

初めに、承認第3号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和7年度町道手ノ子高峰線西高峰橋架替工事（下部工）については、山形県との河川協議に時間を要したことや、豪雪により工程に遅れが生じたことから、工期を令和8年3月30日から令和8年7月31日に変更したものであります。

次に、承認第4号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和6年災第6502号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債）については、山形県発注の他工事との工程調整などに時間を要したことや、豪雪により工程に遅れが生じたことから、工期を令和8年3月30日から令和8年12月18日に変更したものであります。

以上、承認第3号及び承認第4号の2案件について概略を申し上げました。よろしくご審議を頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

（議長 屋嶋雅一君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 屋嶋雅一君）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 屋嶋雅一君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第3号及び承認第4号の2案件をそれぞれ採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

初めに、承認第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

《 日程 第 5 》

承認第5号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第15号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案の理由を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました承認第5号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第15号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第15号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであり、歳入歳出予算の総額に136万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ78億7,598万5,000円と定めたものであります。歳入の主な内容につきましては、自動車重量増譲与税や地方消費税交付金などの各種各種譲与税交

付金の確定に伴う整理、除雪経費の追加交付による国庫補助金の追加、財政調整基金繰入金の減額等であります。歳出の内容につきましては、企業版ふるさと納税、地方創生基金積立金 136 万 8,000 円を追加するものであります。そのほか、債務負担行為の廃止 1 件及び地方債の変更 4 件であります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議を頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第 5 号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第 5 号は原案のとおり可決されました。

《 日程 第 6 》

承認第 6 号 飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

及び

《 日程 第 7 》

承認第7号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分
の承認について

の2案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案の理由を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました承認第6号 飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について及び、承認第7号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

2案件とも条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。

初めに、承認第6号 飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う関連規定の削除や税目名称変更、町民税の課税特例措置の期限延長など、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、承認第7号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げや、子ども・子育て支援給付金課税額の設定、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなど、所要の規定の整備を行うものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議を頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第6号及び承認第7号の2案件をそれぞれ採決いたします。

この採決は挙手によって行います。初めに、承認第6号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第6号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第7号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第7号は原案のとおり可決されました。

《 日程 第8 》

議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に4,384万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ80億3,637万3,000円と定めるものであります。歳出の内容につきましては、地域農業構造転換支援事業費補助金4,339万1,000円。萩生地内の閉店した空き店舗活用に向けた不動産鑑定評価に係る業務委託料45万8,000円を追加するものであり、その財源として県支出金及び基金繰入金を追加するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議を頂きまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは1点についてお伺いいたします。不動産鑑定についてお伺いいたします。この話は先週の金曜日の産業厚生常任委員会で初めてご提示されました。その内容が、いわゆるスーパーセルカ跡地の土地及び物件の取得だということで大変大きな案件かなということで、常任委員会委員長としてお話を聞いていたところでありました。そこで伺います。常任委員会の説明では、地域のにぎわいをつくり出すということ、そして買物環境の再整備を行うために土地物件を取得したいという説明がありました。そこでお伺いいたします。やはりこれは唐突感、いきなり急に出来たなという感じがありますが、具体的な全体の事業計画、そういうものが文書では、このように目指す姿を示されておりますが、事業計画的なものは一切議会には示されておられません。やはりそこがスタートラインなのかなと思っております。誰が何をどうするのかという部分が一切資料としても提示されておられないので、しっかりとここの部分に関しては説明、事業計画の全体を説明する必要があるのかなと思っておりますので、町のお考えを伺います。

あと、二つ目。これ本当に誰のための土地、建物の取得なのか。本当に買物に困ってる人、地域でにぎわいがないなと困ってる人が本当にお店が閉まってから、いらっしゃるのかどうか。町はその対策として移動販売なども行って来たわけなんです、なぜそれでは不十分なのか。不十分だからこそ、このお店を再取得して再開したいという計画になったと思うんですが、本当に誰のための土地物件取得であって、移動販売、買物に困ってる人が今の移動販売で、どこがどのように困っているのか。その説明をお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの高橋委員のご質問にお答えいたします。

今回 SIN セルカの閉店に伴ってってところで再利用に関わって、不動産の鑑定てい

うところで予算を上げさせていただきました。先日の産業厚生常任委員会でもお話をさせていただいたわけですが、今議員がおっしゃったとおり地域のにぎわい、それから買物環境の再整備というところで、これから詳しいところについては検討していくというところで考えているというところではございます。今の唐突感があるというところでお話があったところですが、具体的に細かい事業計画というところはまだ見つめてはおりませんが、実際に活用したいという方の声もあるというところで、今の段階で不動産鑑定を行って活用に向けて進めていきたいというところで計上させていただいた予算でございます。

誰が何をどうするのかというところで質問がありましたけれども、先日の産業厚生常任委員会でもお話をさせていただいておりますが、食品業者の方は2社ほど役場に声をかけてくださっているということがありまして、そちらについて、一社については24日に打合せをさせていただくということを先日もお話をさせていただいたところでございます。その会社の事業所にも内容もお聞きしながら、どういうふうに進めていくかというところを今後練り上げていきたいなと思っているところでございます。

二つ目の誰のための土地、建物の取得なのかというところは、もちろん町民のためというところで考えております。困っている人が本当にいるのかどうかというところでお話があったところですが、移動販売を毎週移動販売者の方々にそこに行っていていただいているんですが、決まったメンバーは来ていただくんですけれども、なかなかやっぱり時間帯っていうところがありまして、業者の方も決まった時間でないと行けないっていうところ、あと買いに来る人もその時間帯だと行けないっていう声もあつたりしますので、やはり買物環境の整備っていうところで、移動販売以外にも、きちんとしたお店、大規模なものでもなくてもいいので小規模でもお店を設置する必要があるのではないかなと考えているところでございます。そのところで実際にどれだけの人が困っているのかというところでの生の声は、実際は聞こえてこないんですけれども、移動販売車を利用している中の方の中には、そういった時間的なこと、あと季節的なこと、そういったところでご不便を感じているという声も聞こえているところでございますので、そういったことも含めて検討していきたいと思つての提案ですので、ご理解頂ければと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

町長からはありますか、大丈夫ですか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

今の答弁で逆にこちらが先ではないか。この二つのことが先ではないかということをし

よっと質問しますので答えていただきたいんですが、食品業者２社との打合せがあるという事でそれは大変よろしいことなのかなあと思ってるんですが、実際持ち主が町ではないので、食品会社の方には所有者の方を相談していただいて、まずそちらと先に相談するのが筋というか、流れなのかなあと思っておるんですが、そういう流れを町はつくろうとしてるのか、してないのか、それがまず第１点。

あともう１点、こちらが先ではないのかなあということが、先ほど移動販売で、やはり課題があるということがありました。その課題解決を先にするほうがまず第一歩ではないかと。不動産取得するってことは大変な大きな金額も移動することになりますので、まず今やってる移動販売の課題が今はっきりと明確に分かってるのであれば、そちらを移動販売事業者の方と先にして、それからということではないのかなと思っております。この順番があるのではないかと考えておりますが、その点について町の考えをお聞かせ願います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの高橋議員の再質問にお答えいたします。

まずは食品業者方々が所有者と先に打合せをするべきではないかというところで質問があったところですが、今のところ不動産について権利を有しているのは金融機関の方ということになっておりますので、はっきりとその所有者の方々との打合せというところで、今できる状況にないというところがあります。町でまずセルカの再利用について、町としても何とかにぎわい創出のためにしていきたいというところがあるというところで、まずは入りたいという食品会社の方々と打合せをさせていただいた後で、関係者の方々と再度打合せをさせていただいて、計画を練っていききたいと思っているところでございますので、ご理解頂ければと思います。

あと、課題解決が先ではないかというところでありましたけれども、移動販売車の課題というところがございますが、やはり２社の方に入っていただけてますけれども、やっぱり今までも移動販売で各地区を回っていただいているというところもあったりして、その件数が結構あって、これ以上増やすとか、そういった時間帯を増やしたり、日数を増やしたりということがなかなか難しいというところは二つの業者さんからも言われてますし、あと、扱う食品についても特定のものだけというところになってしまう場合もあるというところの課題もありまして、あとは季節的なもの、吹雪とか雨とかですと、なかなかお客

さんも来られないとか、そういったところで移動販売車ですとあんまり雨よけとかありませんので、店舗に入って安心して買うとかそういう環境ではないというところもありますので、天気でかなり買物も左右されるというところもあって、移動販売の方々も、悪天候の中やっぱり、待っていただくというところもなかなか大変だなっていうお声も実際のところあるというところでありまして、安定した場所であるとか、買物も安心した場所できる環境を整備する必要があるのではないかと私たちも思っていますので、そういったところで、課題っていうところはあるのかななどに思っております。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

高橋 勝君。

(4 番議員 高橋 勝君)

3 回目になりますので最後になりますが、やはり先週の常任委員会、そして今日も答弁頂きました。その中で、土地物件の取得の第一歩となるこの鑑定、鑑定について補正予算ということでしたけども、やはりまだまだ具体的な資料が説明が足りないと思っております。先ほど 1 回目の答弁でも事業計画がまだまだ固まってない部分があるという課長答弁もありました。ここはしっかりと 4 月 24 日に食品業者さんと打合せあるということですが、事業計画書、しっかりと議会に提示していただいて、説明していただいて、鑑定して、幾らになるんだという金額も入ってくるかどうかですけど、しっかりとした事業計画書を資料として、議会に提出を求めますので議長のほうで、この提出資料に関して、事業計画、全体像の事業計画の資料として議会に提出していただきたいということをお諮り願いたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

ただいまの件につきまして、全体像の大幅な計画でいうか、完全な具体的な計画ってまでは現在難しいと思いますが、今後、今日以降になりますけども、今後、その辺、いつ、どんな形で提出できるかということも含めての答弁をお願いしたいと思います。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

4 番 高橋議員からのご質問にお答えを申し上げます。

まず本日補正予算で上程をさせていただいたのは、不動産鑑定に係る手数料というか鑑定料についてでございます。取得に向けてということで町は動き出したというところがございますけれども、先週の常任委員会でお話をさせていただきました。今の持ち主という

か、交渉交渉相手の方から提示された金額もそのときお話しさせていただきましたのでそこは省略させていただきますけれども、まずその金額が正しいのかどうかという部分の、こちらとしての比べる材料がありません。ですので、まずはしっかりと鑑定業務ができる業者さんにおいて、まずは鑑定をさせていただいて、提示された金額と鑑定の金額がどのような状況なのかというのを見たいというところでございます。活用というところでは、町が取得をするのか、例えば誰かに取得をしていただいて、町が借りるのか。その部分も含めながら、まずあの建物の土地含めてどれぐらいの価値があるんだというところを町で知る必要があるなと思ったところですので、まず上げさせていただいたというところでございます。

先ほど計画がないという話ありましたが、やはり今の段階では、あそこが去年の10月に閉店をしまして、いろいろ要望書を頂いたりですとか、あとは小国町の動向を見たりですとか、いろいろ町が関わっている中で、やっぱり町としてもしっかりと動いていく必要があるなというところの一步目だにご理解を頂きたいと思えますし、あと、計画についても食品業者さんの話が今ありましたけれども、そこだけではなくて、しっかりどういう活用ができて、求められているスーパーなのか、商業施設なのかですけれども、その点もまとめながら、本当に全て取得をしてこういうふうに進めていくとなれば、詳しい説明をしながら議会の皆さんに計画もお示しをしたいと思っておりますけれども、まずは第一歩目のあの価値の鑑定というところで今回予算を上げさせていただいたというところをご理解を頂きたいなと思えます。高橋議員からありました、その計画を議会にも提示頂きたいというのは当然のことですので、それが食品業者さんの計画になるのか、また別なものになるかは別としても、こういう計画でいきたいということが決まれば、そこはしっかり早くご提示をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

現在の状況では今、計画については今の段階が精いっぱい答弁かと私も思っております。また取得するかっていうのもまだ決まってないということです、その辺はご理解頂くということになるかと思えます。そのためのまず見積りをということです、その辺は理解頂きたいと思えます。ほかに。3番 遠藤純雄議員。

(3番議員 遠藤純雄君)

単純な質問をさせていただきたいと思ひまして手挙げたんですけれども、まず当初予算

が始まって今日で22日目なんですけれども、6月の定例会でもない、なぜ新年度の当初予算にこの件が出なかったのかなと。よく考えると非常に緊急性があるんだと捉えるわけがありますけれども、当初予算じゃなくて6月定例会でもなくて、何で4月22日の臨時会上程しなければならない案件だったのかということがまず1点目。

そして第2点目は、土地の現在の所有者については民間の方であると思います。そして話が来ているのが民間の食品会社2社という民間の方が民間の土地を取得するのに、なぜ町がそこに介在をしなければならないのかという単純な疑問です。直接交渉してもらえば何も町は関係ない話でありますので、民間の方が民間の土地を欲しがっているんだと。直接やってもらったらいんじゃないかなと思いますけれども、そういうまず単純なそういう疑問がありますので回答をお願いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の質問にお答えいたします。

なぜ新年度予算に計上しなかったのかというところでございますけれども、この件につきましては不動産の権利を有している金融機関の方からの評価額の表明というか、提示が新年度予算終わってからのことでありましたっていうところがまず一つであります。

あとは、そういった相手方からの予算が提示されたというところを受けまして、今後町がどういうふうにしていくべきなのかというところにやっとスタート地点に立ったというところから、ちょっと新年度予算からは時期を逃してしまいましたが、4月補正で何とか計上させていただきまして、少しでも早い時期にセルカのにぎわいを再建したいなというふうに思いまして、今回挙げさせていただいたということになります。

あと土地の所有者が民間の方だということで、民間同士で取得するのに直接交渉していただいたらいいのではないかといいところでありましたけれども、現在の持ち主の方々と連絡調整するのがなかなか難しいというところと、不動産については、金融機関の方が権利を有しているというところもありまして、なかなか今回の交渉についてはちょっと難しい部分があるというところで、町も関わって今回は進めていくというところで、このような形になったというところをご理解頂ければと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

遠藤純雄君。

(3 番議員 遠藤純雄君)

全然回答になってないと思っております。当初予算っていうのは、1年間を見通して予算を計上して、そしてそれを議会に上程するというまず大前提の基本ルールであります。今の伊藤課長の話を聞いてますと、話が出たからすぐ補正予算だって取れるんですけども、まず予算に対する考え方が間違っているんじゃないかなと私は思ったところです。まずその辺を再度お伺いしたいということと、それから現在金融機関の方が土地を押さえていらっしゃるということについて、難しいから町が入ったんだと説明されたと思います。難しいから何でも町が今後とも入っていくんでしょうかね。難しいことも、民々同士で解決できることはいっぱい方法があると思います。難しいから町が入るっていうのは理由になってないと思いますけれども、その辺町長いかがですか。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

3 番 遠藤議員の質問にお答えをいたします。

まず予算の考え方についてですけども、当然遠藤議員おっしゃるとおり1年間の予算を11月に予算組みをして議会でご承認を頂いてということでございますけども、今回課長が言ったのはちょっと語弊があるかもしれませんが、ちょっと信組さんとの話をする機会というのを町としてもいろいろ伺っている中で、当初予算には間に合わない時期の話だったということはちょっとご理解を頂きたいとありますけれども、あとは計画を持って令和9年度にあげればいいんじゃないかということもあるあろうかと思っておりますけども、やはり要望書とかも上がっている中で、町としてあそごてどうなんのやという話もありますので、やはりちょっと町として緊急性を要するなという判断をして、今回鑑定料を上げさせていただくというところでございます。決して取得ありきで話しているわけではございませんので、町としての検討材料として、ひとつ鑑定だけはしたいなと思っておりますので、ちょっと今回予算をつけさせていただきたいと思ったところでございます。

あと、民と民でやればいいんでないのかという話もありますけれども、今回その食品業者が来るっていうのはありますが、その方に民間の土地と建物でするので行ってくださいと、ただパスを出すだけというところでは、ちょっと町としても、ちょっと乱暴過ぎるかなと思っております。せっかく今回話頂いたのは、飯豊町さんの状況大変ですねということで、いろいろ話聞かせてください。うちも提案されるものありますので。ということでお話を

伺っておりますので、提案を受けながら、もしその話の中で、民間同士での進め方ってのはできますかという話もできると思いますし、私たちもこれから、そういう部分では話をしていく必要あるなと思いますので、そういう話をした方に、町関係ねえからそっちさ行ってくださいという投げ方ではちょっと不親切過ぎるかなというところで、決して町が主体的になってつなぐということではなくてですね、町がやるべきことなのか、これは民間同士、民間でお願いできることかなということも検討できる話合いにしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

遠藤純雄君。

(3 番議員 遠藤純雄君)

謎は深まるばかりということで全然解決に向かってないんですけども、まず要望が来た。要望書が上がってきたとおっしゃいましたかね。ですよね。議会にはそういう要望書が来ているのでって話が一切ないもんですから、何で急に…

(「議会にも来てる」の声あり)

(3 番議員 遠藤純雄君)

来たんだっけか。そうですか。要望書が来たからこういう…。

質問をちょっと変えますけれども、緊急性があるのでこの4月22日の補正予算になったと。まず予算の考え方については、まず当初予算が全てなんです行政は。そして、非常に災害等が緊急性があって災害等が発生した時点でやっと6月の定例会の補正、そして法律等が動けば9月の定例会という流れになりまして、4月22日にこのような話が出るというのは非常に、本当にもう早急に決めなきゃならないんだっていう受け止め方にまずなるわけなんです。予算の作り方の考え方から言いますと。その辺は総務課長に聞いてもらうと分かると思いますけれども。そしてその話を聞いてますと、町から頼んだんですかね、その業者にやってくれと。何かそう理解すると話はすんなりのみ込めるんですけども、何かですね、何でこれ、この件に町が介在しなければならないのかということがどうしても理解できません。そういうふうに、やる気のある食品会社がやりたいということであれば、どうぞやってくださいと。そしてもし、どうしても業者から当町の特徴のあるものを販売したり、様々な個性豊かな店にしたいので町でも支援してもらえませんかみたいな話があれば、実際そういう商売を開始するときに、町から幾らかの補助金を出すとか、そういう形だと思うんですよ、せいぜい。最初から不動産鑑定士を雇って土地の交渉をして、そし

てその業者とその土地の地権者を結びつけるというのは、そこまでやる必要が本当にあるんですかということをお聞きしたいんですけれども、再度お伺いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

まず最初の要望書については、受け取っておりますので。

(3 番議員 遠藤純雄君)

わがったじ。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

3 番 遠藤議員のご質問にお答えをいたします。まず予算の話でございますけれども、間違ってるかもしれませんが回答をさせていただきたいと思います。当初予算になかったというところで、今回 4 月 22 日に上げさせていただいた。急を要するといえますか、6 月であれば、何ぼでも早く町としては検討を加速していきたいというところがございます。1 か月でも早く着手をして、どういう部分で方向性を見いだせるのかというのを探していきたいということであります。臨時会がおかしいってということでもあろうかと思いますが、1 か月でも早く、まずは町として不動産の価値というものをまずは知って、どのぐらいの、あそこの宅地建物の価格が今提示されているものとの差があるのかというのをまず把握をしたいというところでございます。これは決して町が買うこと前提の話ではございませんので、そこだけは分かっていたいただきたいなと思いますし、あとは決して急いでるわけではございませんが、やはり町の買物環境がなくなって間もなく半年がたつという中で、町として何してるんだという声もだんだん聞こえてきてるところありますので、そこはしっかり町で今できることを考えて、今回上程をさせていただいたところがまず第一歩のこの鑑定の予算ではございますけれども、決して民間がやるべきことを町でやろうということではございませんし、やはりさっき遠藤議員がおっしゃったとおり提案をまだ全然受けてない状況で、これから話をする中で多分いろいろ話が聞けると思うので、それを聞いた上で、どういう対応できるかというところを取りまとめて、そして計画を立てて議会のほうにお示しをしたいなと思っているところでございます。決して勇み足とか、急いで何とか町のほうで買ってやりたいというほどでの予算ではございませんので、そこはわかっていたいただきたいなと思いますし、説明が不足するのであれば、またいろいろな機会を持って説明をさせていただければと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。2番 島貫議員。

(2番議員 島貫寿雄君)

それでは私からはたくさん質問させていただきます。嵐町長は否定するかもしれませんが、まず最初にですね、昨年10月です。セルカさんが閉店することを決めたの。この中で私が1番早くその情報を知りました。間もなくあるマスコミさんが聞きつけて取材をして記事になって、広く町民に知られたと。その日、町長が私のお店に買物に行まして、町長知ってるか。知つてると。町長はどうするんだつたら、セルカを買うと。町長はいつも簡単に私に話されました。嵐町長で、こんな簡単に考えるんだなど。それが今現実になってるわけです。ちょっと否定しないでください、言ってますので。

(議長 屋嶋雅一君)

島貫議員、質問で。

(2番議員 島貫寿雄君)

お聞きします。フォレストのときもそうですが、要望書があったからっていう。必ず町長おっしゃいます。逆に町民から無駄な税金を使わないでくださいという要望書があったら町長どうするんですか。そういう声もいっぱいありますよ。これ分かってから私4日間、いろんな人に取材試みました。いろんな話あります。まず、町が3,000万円を貸付けたさゆりクリニックを見てください。今日議会に来るとき患者ゼロでした。

(議長 屋嶋雅一君)

島貫議員、ちょっと関係ない。

(2番議員 島貫寿雄君)

関係あります。

(議長 屋嶋雅一君)

質疑にすぐ入ってください。状況分かりますので。

(2番議員 島貫寿雄君)

そういう学習もしてください。駄目になったものはやっぱり駄目なんです。それと、先日の常任委員会で担当室長が、ある離島で1軒の店もスーパーもないところで成功した会社があると。その会社が当時のセルカさんともコンタクトがあったと。全然ありませんでした。私、責任者と確認しました。あと、おかしい話ですが、議員の皆さんにも数年前の法的な登記を皆さんに私オープンに見せております。20日に取った登記の資料。所有権

は、やっぱりセルカさんにあります。課長は所有権は金融機関があると言ってますけども、所有権と権利はまた違うわけです。当事者には何も話がないと。そういう町に都合のいい話ばかりにくくってるわけでしょうね、どう考えても。今日は一切出ませんが、商工会の家賃負担を軽減するためと、予算を減らしといてそういう話が委員会でありました。山形県内で1番市町村の補助金が少ないのどこだが、町長分かってますよね。

(議長 屋嶋雅一君)

島貫議員、質問に入ってください。結局何言ってるかわからなくなりますので質問が。

(2番議員 島貫寿雄君)

まとめます。要するにそういうふうに商工会を打診したりしながら何とか前へ進めようというそういう考えではなくて、本当に町民が望んでるという、それだけの危機というか町民の意見って入ってるんですか。言ってるだけです。町民は使わないって言ってますよ。一度潰れた店は使わないって。もう困ってないって。もうシフトするわけです。だから、さゆりも戻ってこない。そういう現実的な町民の意見を吸い上げもしないで、一方的に町の都合のいい話ばかりをやるっていうのが嵐町長の考えや政治手法なんでしょうかお聞きしたいです私は。とにかく、そして室長がおっしゃいましたよね、競売にかかるよりも任意売却が低額で取得できる。逆でしょう。競売にかけたら安いわけですよ。これは、がまの湯のときと同じです。ずっと同じことをやってます。で、結果どうなってますか。

そしてもう一つお聞きします。これ大事なことです。数年前にコロナのときにセルカさんに1,500万円の補助金を町が出してます、有限会社セルカに。そして有限会社セルカさんはSINセルカに不動産業です。月30万円で20年間貸すという契約があります。ここにちゃんとあります。そういうことに町がお金を出したんですよ。だから私は一般質問で何度か言ってますし、そのこともあって私は議員になったんです。そんな金の使い方がいいんですか、行政が。特定のところに使う。嵐町長も前町長と同じような考えで、そうやって貴重な財源、税金を使うという考えで、この町をやっていくという方なのか私お聞きしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

2番 島貫議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、店に来てセルカを買うと言ったという話をしますけども、そこはちょっと覚えてないですが、私は町長ですので、公的な立場で言ったんだべと言われればそうですけども、島貫議員いつもおっしゃるとおり、いろいろ気軽に話題提供をいろいろしゃべりましょうねという話の中で、多分私は談笑をしながらそういう話をしたのではないかなと思いますし、それをいきなりこの議場の場で、買うといったべと言われても、なかなか私もつらいなというところあります。そこは、私と島貫議員の話の中で、そういう話があったかもしれませんが、それは決定事項でもございませんし、そういうこともありますよねということでしゃべったのではないかなとは思いますので、そのときの話を出して、もう買うこと前提だべということで言われるのは、ちょっとつらいかなと思いますので、ちょっと考えを直していただければなと思っております。

あと、さゆりクリニックの件はちょっと議題とは違いますのでちょっと触れません。

あとは所有権、あとは権利という部分ありますけれども、これは島貫議員のおっしゃるとおりですが、今所有権、権利がある方についてはなかなかこう、議論の場にできないといえますか、ちょっともう私はもう手いっぱいということもありますので、おおもとである金融機関とお話をさせていただいているというところですし、あと町民の意見というところであんなところでは買物をしないという意見が島貫議員にはあるということありますけども、私は逆で、ああいうどこでもなくなったら困るんだという話を伺っています。それが全てではないと思いますし、島貫議員がおっしゃるとおり、買い物環境、ああいうところは要らないという町民の方のお話もあろうかと思いますが、やはり政治というのは弱い人を助けるというところもありますし、しっかり声を聞きながらしていくという部分がありますので、私はいろんな意見を聞きながらしたいと思っているというところを分かっていたいただければなと思っています。要らないということだけで済ませたくないというところは私は思っていますのでお願いしたいと思います。

あとコロナの時の補助金については、そこはやはり臨時交付金ということでしっかり手続を踏んで交付をしたものですし、それが社会情勢等々があって、今あのような廃業に至ったというところは、これは見通せなかったというところではございますので、責任というところでは、もう少しまい経営できなかったんですかというところはあろうかもしれませんが、これはもう致し方ないところかなと思っているところでございます。

また最後に特定の人を優先して税金を使うのかというところがありましたけれども、それは決してございませんので、誤解のないようにしていただきたいと思いますし、そのた

めにこういうふうに議会で上程をさせていただいて、いろいろご意見を頂きながら進めていきたいと思っていますので、臆測でというか、想定をして、嵐町長は誰か特定のところに使う気で税金をばかばか使ってるなんていうことで思われたくはないなと思いますし、絶対そんなことはしませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

島貫議員に申し上げます。ただいまの質問の内容で、今、少し町長からも出ましたが、自己の考え、あと意見、あと仮定、臆測とか、あと一部の町民の方の意見だけを全てということでない、そういった追及や批判というのは行わないように、今回の上程されている内容での質問ということをお願いしたいと思います。島貫議員。

(2 番議員 島貫寿雄君)

それは関連してさっき商工会のことも申し上げましたけども、それは先日の委員会でするので、本当に商工会をそうやって生かしていかなくちゃいけないという考えはあって、ああいう委員会が出たわけですね。これ予算につながるわけで。村山のある町は商工会ゼロという町もあります。飯豊の場合は 2,000 数百万円なってますけども、プレミアム分が入ってますから 500 万円というのは非常に少ない商工会です。あとそれから会費収入は県内で最も低いような。

信組さんって名前出てますから私も言えます。信組さんは商工会の建物 3,000 万円の評価だと言ってるらしいです。当時つくった金庫がすごいですよね。数百万円すると思います。基礎も。どういう金額が出るか分かりませんが、町長は困ってる人を助けると先ほどおっしゃいましたけども、困ってる人たくさんいるわけです。どこがその助けるターゲットになって、助けられないターゲットになるんですか。中地区だってお店がなくなって困ってますよね。じゃあ、町で求めて、やったらいいんじゃないんですか。添川もやがて近々お店閉じるとか、たくさんありますよね。何でそこだけに注目するわけですか。先ほど出たように、急にですこの話。やっぱりその辺が理解できないし、町民も使わないとは言っていない。町民が使わなかったから駄目になったわけで、その現実を直視しないで、どうなるんですか本当に。また見込みが悪かったで終わすんですか、もし仮に駄目だったら。そんな使い方が許されるんですか町は。民間はそんなことできませんよ、貴重なお金です。この不動産鑑定だって普通ならやっぱり売主がするわけでしょ。おかしいでしょ順序が。まず本当に所有権と権利を一緒にするんだったら、金融機関が根抵当権を行使して自分のものにしてからやればいいわけですよ。ちゃんと会社があるわけで、二つ。私責任者

とも話して、どうぞ言ってくださいと言われて承諾を頂いてしゃべっているんですよ。頭ごなしに、実際あるわけですよ、会社も。責任者もいるわけです。先ほど遠藤純雄議員がおっしゃったように、何で頭ごなしに町がいきなりこういうことをやるんですか。そのところをはっきりと説明してください。

(議長 屋嶋雅一君)

先ほど遠藤議員からも同じような質問も出たところですが、もう一度具体的な話っていうのでできますか。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

2番 島貫議員の再質問にお答えをいたします。

何であそこなんだっていう事で、中村も添川もあるんじゃないかということでありましたけれども、なかなか難しい質問ではございますけれども、町としては、まず注目といたしますか、セルカという町唯一の生鮮スーパーだったところというところが、非常に明かりが消えたというところでは町民の方に非常に多大な影響が出たのかなと理解をしておりますし、やはり空き店舗のまま、暗いままにしておくことは、やはり町の活性化のためにはよくないなとは判断をしての今回の予算になりますし、再三言ってますけれども、決して取得ありきで進んでいるわけではございませんので、そこは分かっていたきたいなと思っています。

どこがターゲットなのかということ言えば、今買い物の町内の環境整備というところで、町民の方みんなに広がるターゲット層だと思っておりますので、まずは町として買物環境をしっかりと整備をして、持続可能なまちづくりをしていきたいというところでやっているというところでございます。島貫議員いろいろ考えはあろうかと思えますけれども、町としての総論としてのこの買物環境をどうするのかというところでの一つの拠点としてのあその場所というところで、今回出させていただいているというところでございますので、個別の地区地区で商店が消えているというお話もありますけれども、そこを全て手当てできるというほど町財政的に余裕はございませんので、何とか取りまとめの拠点として、あの場を何とか生かしていきたいなと思っているところでございます。ただ先ほども言ってますけれども計画もまだこれからというところもございますし、いろいろお話を頂く業者さんとの話もこれからだというところがございますので、まず話を伺って町でやるべきなのか、民間なのか、そういうところも含めて判断をしていきたいというところでございます。

不動産鑑定については、売るほうについてはもう金額を提示しておりますので、これ以上のものはないということでお話を頂いているところがありますので、ほんじゃそれが本当に正しいのかというところで、町として鑑定をして評価の対象にしたいなと思っているというところでございます。

(議長 屋嶋雅一君)

2番 島貫議員。

(2番議員 島貫寿雄君)

それでは課長にもお聞きしますが、今回そのセルカのこういう事業に踏み込むっていうことに当たって、どれだけ町民の声を吸い上げているんでしょうか。私そういう姿見たことありませんけど商工観光課の。とにかくこういう質問すると町民の声がある、要望書があると。そういうことでお答えになりますけども、本当にもっと町に出ていろんな人の話を聞いてください。その上で、こういうことを計画すべきです。先ほど課長は、にぎわいの再現ってお話ししましたが、本当ににぎわいってあったんですか。セルカさんがオープンしたのは私の記憶では平成10年か11年です。フォレストと同じ年だったと思います。この二つの案件が今大きな問題になってるわけですけども。オープンの日をあそこで見た人いますか。駐車場から車があふれるなんていう光景ありませんでした。オープンの日ぐらい売れる日はないんです。だから当時の担当課長が、

(議長 屋嶋雅一君)

質疑をお願いします。

(2番議員 島貫寿雄君)

そういうことで、やはり飯豊で成り立つ商売、お店と、そうでない、これ現実的悲しいですけども、人口がこれだけ減ってる。飯豊町はある意味どこにでも行けるわけです、小国と違って。そういう中で結果が出たわけです。町民が使わないから駄目になったわけです。そのことに町がまたこうやって踏み出していくと。町民が困ってるからだけでやるんですか。やるんだったらやってください。やってみてもいいですよ。成功させてください。それぐらいのものをもってまず提案しましょう。それがなさ過ぎる。そのことを課長と町長に最後の質問をお聞きして終わりにします。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの島貫議員の再質問にお答えいたします。

今回の事業に取り組むに当たって町民の皆さんからの声を聞いたのかというところがありました。町民の声は私たちもある程度聞いてはいるところでございます。アンケート調査等のようなそういったものはやってはいませんが、閉店当初は民生委員の方々に協力頂きながら高齢者の方々からお聞きしたり、あとはセルカが閉店した後、やっぱり明かりが消えて寂しいというところで、にぎわいが欲しいよねっていう若い人からの声を聞いたりというところで、様々なセルカ閉店に伴って声はお聞きしているところでございます。せっかく萩生を中心街にありながら、その明かりが消えてしまったというところで、島貫議員は今にぎわいが本当にあったのかっていう話おっしゃいましたけれども、やり方によってはにぎわいをあそこに集めることができるのではないかとというところで私たちは今回提案をさせていただいているというところもご理解頂ければと思います。確かにセルカさんは食品販売がメインというところではありましたが、やっぱり規模的にはちょっと大きかったのかなと経営者の方もおっしゃってありました。もう少しコンパクトなサイズにして、いろんな例えばカフェ的なものですか、コインランドリーですか、そういった複合的なものをあそこに集めれば、高齢者のみではなく若い人、それから主婦の方、例えばいいでハイツの方、それからデンソーさんとか、そういった方々いろんな方々がいろんな年代層の方が、あそこに寄っていただけるのではないかなということもありまして、今回提案をさせていただいたというところでございますので、もともと人通りの多い場所でございますので、にぎわいを萩生地区の中心、町を中心に何とか再現したいという思いがあるというところは理解していただければなと思います。私からは以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

2番 島貫議員の再質問にお答えをいたします。

今島貫議員から非常に残念だなという言葉聞きました。飯豊町は長井とか川西に近いんだから、そっちに行けばいいだろうと。行ける人はいいいですよ。車があつて行ける人はいいいと思います。ただ、やはり車がなくてこの町に買物環境がなければ、買ってきてもらうということをお願いしづらいとか、あとは歩いて行けるとか、そういうところをカバーできるような買物環境をやっぱり町が、それは町が主導なのか民間なのか別としても、町がその部分に介入をしてしっかり計画立てをして進めていく必要があると私は理解し

ておりますので、どうせ飯豊町でスーパーやっても誰も買わないんだから、長井さ行けばええべと。そんな考えでは、まちづくりではないと思っておりますし、成功させてみてくださいと言われましたけれども、これはやはり町も当然ですけども、議会の皆さんとも一緒に議論をしながら、成功させる事業にしていこうということが必要かと思っておりますので、町で勝手にやって成功したらいいごでという考えでは、ちょっとないんじゃないかなというふうに思っておりますので、逆にこういうことやったらいいんじゃないかとか、こういう計画で進めたらいいんじゃないかという提案と議論をこれからも重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長 屋嶋雅一君)

皆さんに申し上げます。この場につきましては毎回お話しさせていただきますが、質疑でありますので質疑ということで、簡潔に質問をお願いしたいと思います。ほかに。7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

同じことで質問させていただきたいと思ひます。前提として、買物ができなくて何とかしてもらいたいと。このままでは、やっぱり雪の問題とか、それから足、交通そして生活全体の問題で、このままでは高齢者が本当に住みづらくて、ここにはいられないという状況があるんですね、もう。お分かりだと思いますけれども、そういう中で今の執行部の提案というか考え方は分かります。ただやっぱり店舗は難しいということだと思います。これまでやってきたんですけども、人口減少なり高齢化なり、あるいは近隣の状況を見ればですね、国の状況を見ても、店舗を営業していくっていうのはやっぱり難しいということだと思います。それがやっぱり今までの経過ではないかなと思ったんですが、私はその店舗や移動販売以外にも様々な生活支援、高齢者支援というのはあるのではないかなと思ひます。町全体の将来持続できるような、そういった生活支援をどのようにやっていくかというのが1番先の前提になって、この話が出てくるべきではないかなと思うんですね。ですから、私は今の町執行部の考え方が全てではないと思ひますし、ちゃんとした計画をつくって、その一部として店舗であったり移動販売であったり、そういうことではないかなと思ひますし、町全体の状況を見てですね、やっぱり嵐町長はこういうふうな生活支援をしていきたいというものがあって、その一つとして、このセルカが出てくるというのが本来だと思います。ですから計画づくり、計画策定をやはり1番先にすべきではないかなと。それから、その一つだとして、今回の提案が出てくるべきではないかなと。私は計画策

定が最初だと思いますけども、そこはいかがですか。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

7 番 遠藤議員のご質問にお答えをいたします。

大変建設的な意見を頂いてありがとうございます。私もそのとおりだと思っておりますので、計画策定当然ですけれども、その策定の足がかりとしての今回のこの鑑定というところもありますので、そこをちょっとご了承、ご了解を頂きたいなということで上げさせていただいております。

(議長 屋嶋雅一君)

7 番 遠藤芳昭君。

(7 番議員 遠藤芳昭君)

計画策定が重要だということは理解をしましたし、それは共感いたします。ぜひそういうふうをお願いしたいなと思うんですが、私前回の産業厚生常任委員会で後ろで傍聴しておりましたけれども、その中で、にぎわい創出、買物環境の再整備を図るために、土地及び物件を取得したいということを完全に言ってるわけですよ。そして中央信用組合飯豊支店の店舗を含めて取得することで、町商工会の家賃増大負担に係る支援も一体的に行いたいということですから、町が取得するかしないかなんて、するというふうにして説明しておきながら、まだ決まっていないと。そして計画もなくでですね、細かいところは詰めていないとか、そういう状況の中で、町の執行部のやっぱり今の行政手法は少し間違ってるんでないかなと思います。都合のいいことは都合のいいことでいいんですけれども、都合の悪いことはやっぱりほとんどってしゃべらない、あるいは計画示さない、そういうやり方になっている事例ではないかなと思います。お聞きしたいのは買物環境の再整備、これをどのように考えているかですね、計画なんか策定しなくたって分かるでしょう。買物環境の再整備をどう考えてるか、町長として、あとは担当担当課として。今の商工会も含めてそういった支援をどう考えている、あるいは再整備をどう考えているか少し説明をしてください。生活支援をやっぱり大事だと思いますので、その辺は少しどう考えているのか、それが最初だと思いますのでぜひ説明お聞きしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の質問にお答えいたします。

買物環境再整備をどう考えているのかっていうところではありますが、やはり町民の中からは今のセルカがなくなって不便だという声は確かにあるところでございますので、そういった部分については、特に高齢者、足のない高齢者の支援っていう部分では、しっかりと考えていかなければならないと思っております。

また商工会の支援につきましても、町内の商工業者の皆さんが店舗を継続できるようにっていうなところを、やはり私たちも一緒になって考えていきたいと思っておりますので、今回のセルカさんがなくなるというところに関しても、商工会の皆様と本来であれば、セルカがなくなるっていうところで、その場所のにぎわいをどうしたらいいかというところを商工会の皆様とも本来ならばもう少し話しすべきだったのかなとは思っておりますけれども、今後は、あの場を活用するとなった場合には、ぜひ商工会の皆様とも一緒になって、できることはないのかというところも検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君、

(町長 嵐 正人君)

7 番 遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

先週の常任委員会の中で取得についてということで先行してしまったというところで、本当に言い訳がましい話なりますけれども、ちょっと書き方が非常に混乱を招いたなというところで深くおわびを申し上げます。まずは検討をしたいというところで進めていきたいという旨の提案というか、議題でございました。買物環境というところでは本当に今、多様化する中でいろいろ町としても探っているところでございます。例えばネットスーパーを活用した買物環境の整備ですとか、郵便局と連携した買物の拠点の創出、あとは買物バスを出して近隣に行くとか、あとは店舗を準備をして、ただその店舗というのが町内の野菜の直売所の店舗であつたりとか、いろいろな物、魚肉等のいろんな方に入っていてのスーパーマーケット的な店舗であつたりとか、ということでいろいろ検討しているというところでございますので、一概に飯豊町の買物環境はこれだというものはないと思っておりますけれども、そういう中でやはり高齢者の方が多いという町ではございますので、若い方は車を持っていろんなところに買物が行けるというところは把握をし

ておりますので、やはりこの高齢者の方が、いかにこの町で買物をして住み続けていけるかというところを目指した整備をしたいなと思っておりますので、郵便局とかネットスーパーとか、あとは店舗という複合型の買物環境になれば1番いいのかなとは思っておりますけれども、その検討を進めていきたい。そして、早く答えを出しながら買物環境をつくっていききたいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

買物環境をどういうふうに考えてますかっていうのを、今後やっていきたいということで、少し事例なんかも頂きましたけれども、これ健康福祉課ときちんと話してますか。本来健康福祉課からそういう話が出て、そしてやっぱり町全体でどうするかという、これ買物支援じゃないですよ。福祉です。ですから、そういう詰めをきちんと行って、やっぱり、どうしようかなということで、町全体の計画をつくってくるのが1番大事なことはないかなと思います。そこで、例えば買物支援であれば商工会、商工会とも、ほとんど今の話ですと協議してませんよね。あとそれから社会福祉協議会であったり、また、各まちづくりセンターのお年寄りの状況がどうであるかと、そういうものをきちんとやっぱり調べてですね、町全体として将来持続可能なように、こういうやり方であれば、お年寄りはずっとここで幸せに暮らせるというやり方を見つけてですね、やっぱり計画をつくって、そして、やっぱり、それが予算化をするということでないかなと思います。どう見てもまだ準備不足ですし、セルカを不動産鑑定をするなんてのはいつでもできるわけでありまして、やっぱり今もう少しやらなければいけないのは、ちゃんとしたやっぱり地に足を付けて地元に入って、あるいはいろいろな関係機関と協議をしながら、将来に向けたまちづくり、特に高齢者福祉買物支援、足の確保、そういったものをどうやっていくかと、その一つとして、今の話が出てくるべきなんだなと思いますので、ぜひその辺は私の若干提案になりますけれども、どのように考えているか、お聞きをしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

7番 遠藤議員の再問にお答えします。しっかり今のお話を受け止めて進めていきたいと思えます。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

今やっぱり皆さんの議員の意見を聞いてますと当然説明が足りないわけです。幾ら45万8,000円という金額とはいえ、フォレストいいでとは違いますけども。というのは、もうちょっと説明しないと後の関係の部分、あと関連する部分が分からないわけですよ、今皆さん質問してますけども。やっぱり、拙速感があって、もうちょっと説明不足。というのは、常任委員会で説明頂きました。それで、たまたま3人の方が委員以外の方が傍聴されて分かってるということです。3人の方がもしいなかったら全然かやの外ですよ。全員協議会で説明等も不足しているのかなと思っております。6款1項10目の急ぎの案件と、今回の7款1項2目のこの案件は、逆にこっちのほう7款1項2目のほうをしっかりと説明すべきなんです。こっちの上に上がってるのはやっぱり国からの事業で、当然ね、条件があって、どういう経営体を支援するんだという話でしょうから、そういうことも一言言わせていただきながら、この経営体の数と、支援のパーセンテージ、さらにどのような支援体制になるのか、私はそちらをお伺いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長 上田信幸君)

9番 菅野議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回補正予算として上げさせていただきました地域農業構造転換支援事業をということでございます。これにつきましては二つ当然中身ありますけれども、その中の一つであります。経営体の数ということで言わせていただければ、地域農業支援転換支援事業の分としましては10件という形になります。地区の内訳もここで申し上げますけれども、中地区につきましては2件、萩生地区も2件、黒沢地区2件、椿地区2件、添川、小白川1件ずつという形になってございます。ちょっとパーセンテージまではちょっと確認できておりませんので、

(「支援のパーセント」、「支援率」の声あり)

(農林振興課長 上田信幸君)

支援率、補助率というか、すいません。交付の支援率っていうか、補助率につきましては事業費の10分の3以内という形になってございます。工事につきましては上限が1,500万

円未満という形になってございます。もう一つにつきましては新規就農者チャレンジ事業ということでございます。内容的には常任委員会で話をさせていただきました。ここで件数ということになります、1件という形になります。地区につきましては松原地区の方ということで、補助率につきましては先ほど同様10分の3以内という形になってございます。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

支援率10分の3以内ということですが、用意する農機とかの部分ですね、三菱マヒンドラさんあたりの農業機械メーカーがもう廃業するというので、当然今、秋作業の多分機械だったりすると思いますけども、ここではやっぱり急がなきゃならない。先ほど拙速感と、これは急がなきゃならないという部分では、真逆だなと思ったものですから質問させていただきましたけれども、当然、大型機械は受注生産でないのかなあとこのように思います。ということで今この春作業、要するに国から県からの補助の部分で、トンネル予算ということでも聞いておりますけども、そんな中で、やっぱりこの急がなきゃならない部分は当然農機の部分で本当に手当てできるのかと。要するに秋にその希望の農機が入ってくるのか、そういう心配部分がいっぱいもあるわけですよ。当然世界情勢も含めたり、機械メーカーが今言ったようなことで廃業したり、数があるのかということで心配だからこうやって早く上げてくる部分もありますよね。その部分で納入時期じゃなくて農業機械の部分で心配はないのか伺います。

(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長 上田信幸君)

9番 菅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず議員おっしゃるとおり今回の事業的には農業機械、また施設の導入に係る支援という形になっております。それについて、まず情勢的にやはり受注生産という機械の納入に関しましては、ちょっと心配な部分は当然ありますけれども、これは今年度中にできるといって進めてまいりたいと思ってます。またこの事業につきましては令和7年度の補正予算対応ということがあって、内訳的には国のお金については本省繰越し分という形になっておりますけれども、町としては令和8年度予算として動かしているという状況もあり

ますので、まず繰越しできないという条件のもとに募集をかけて内示を頂いて、これ配分するという形でありますので、その辺はしっかり状況確認をしながら進めていきたいと思っております。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

9 番 菅野富士雄君。

(9 番議員 菅野富士雄君)

分かりました。それで町長、45 万 8,000 円、この部分で今急がなきゃならない部分ということでこうやって上がってきたと。遠藤純雄議員が言ったように何で当初予算ということにならないのかという中で、45 万 8,000 円ですけども、その拙速感私もありますし、その議会への説明、その足りなさもあってこういうふうになってると思いますけども、いかがですか。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

通るべき予算が通らなくなってしまうというご心配だと思いますので、説明不足で土地の鑑定というところを出したなというところでは非常に申し訳ないと思っております。もし議決いただけないということになりますと、農業関係者の方に多大なるご迷惑をおかけするというところがありますので、何とか議決を頂きたいなと思っておりますけれども、執行に関してはちょっともう少しご説明をさせていただきながら、すべきものかなというに思っておりますのでその点も加味をしてご裁決頂ければと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかに質問ありますか。6 番 松山和好君。

(6 番議員 松山和好君)

この後に及んでというか、全くくだらない質問させてもらいますけども、この後の討論の場において少しは意見言いたいもんですから、あえて恥を忍んで質問しますけども、今回依頼しようとしている鑑定士の方というのは、町長とは何も親戚関係ないわけだなぁ。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

6 番 松山議員のご質問にお答えをいたします。

全く他人でわからない方でございます。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。

(「休憩お願いします」「休憩」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

暫時休憩いたします。

(休憩 -11:21-)

(再開 -12:14-)

(議長 屋嶋雅一君)

休憩前に復し会議を再開いたします。ほかに質問ありませんか。

質問なしと認めます。質疑を質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。6番 松山和好君。

(6番議員 松山和好君)

私からはこの鑑定業務の支払いの予算そのものはよろしくないということで討論をします。まず登記簿見ますと、土地は協同組合ショッピングパークめざみ、建物は有限会社セルカになってます。この状況ですと、保障されるほうと補償するほうっていうかね、その助けるほうと助けられるほうも恐らく同一人物になってるんじゃないかなと思ってます。そのような全く不健全な状態に今あるわけですし、恐らく金融機関で言った提示してきた価格というのは、この金額さえ金融機関でおもらいできれば、その債権については放棄するというそういう価格なのかなと思ってます。私のその場に行って聞いたことないですけれども、もう往々にしてこういうことがあります。ただ当然ね、当然高額になってくるわけですが、先ほど私は町長に対して鑑定士さんが親戚ですかと聞いたのは、例えば親戚であれば多少その辺のことも町民のことも考えた結果でも出してくれるのかなあと考えてそういう質問をしたんですけれども、皆さん不動産鑑定士が行う鑑定というのは、本当にそんな絶対的なものであると思ってるのかちょっと分かりませんが、そもそもこれはバブルの時点で、誰もその値段を決められないというときに、要するに県庁が責任放棄するために、一応第三者である鑑定士という方をお願いして、その価格を決定するとそういうためのものであって、それが本当に神聖なものかどうかは全く関係ない話なんですよ。実際に私もその鑑定士さんからお願いされて無料コンサルですけども、松山君一体いくらだといいんだみたいなそういう話よくされまして、私も適当に答えて言ったことある

んですけども、まず適当しかしようないんですね。一応鑑定業務に関してはいろんな数式はあるんですけども、それはそれであって、最後はもう鑑定士の方の今後の世界の情勢とかそういうことを考えて数値を出すわけです。実際椿地内の土地評価に関しても私クレーム言って訂正してもらったことがありますし、山形市内の十日町ですと、昔はもう面積に限らず全部鑑定評価必要だったわけですよ。そこ 200 万円くらいですけども、そういうものもありますし、東北中央病院ところの大規模団地も私が鑑定評価を出してやったものです。それくらい私でもできるくらいいいかげんですよってことなんですけども。それがところがすごい権力を持ちまして、誰も責任とる人いないもんですからそれに従うんですよ、役所であっても買う人も。それが 1 番の問題なわけです。恐らく今回鑑定評価取ったとしますと、結果的には今現在の課税評価額に近いような値で出ると思います。それより若干低いくらいで出んのかな。ですから今どれくらいの評価、どれくらい価値あるかなんてことは、本来役場の税務課が分かってるはずですよ。そういう評価額っていうのは税金を取るほうの役所側、税金を納める側の住民側も一応納得している数値なもんですからね、ただ納得してないのは恐らく金融機関だけだと思うんですけども、金融機関がどうのこうの 5,000 万円だ、1 億だなんて勝手に言わしておけばいい話であってね。で、安く買うためには、その場合競売を待つしかないわけですね。競売ですと評価額の 10 分の 1 くらいから出発するもんですから、まさかあんなところは評価額で買う人はいないと思います。昔は評価額の 3 倍、5 倍普通だったんですけども、現在は評価額で売買できればいいんですよ。

(議長 屋嶋雅一君)

松山議員、そろそろまとめていただきたいと思います。

(6 番議員 松山和好君)

さっきの質問で、何であそこでやめたかといいますと、何のために評価とるんですかということです。鑑定評価して町にとっていいことはないわけですよ。評価求めてそれでその資料を隠して会に臨むということになるわけですけども、一体誰を納得させるのか。相手を納得させるのか。町民を納得させるのか。どういうお考えでその評価額を取ったのかお聞きしたいと思います。取ってないけども、どういう意味で今回予算に上げてきたのかお聞きします。

(「質疑でない。討論だ。」の声あり)

(6 番議員 松山和好君)

予算を組み入れること自体に反対の立場です。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

それでは賛成討論の方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

なければ討論がないようですので討論はなしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第 59 号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。挙手多数です。

よって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

(9 番議員 菅野富士雄君)

議長。

(議長 屋嶋雅一君)

9 番 菅野富士雄君。

(9 番議員 菅野富士雄君)

私のほうから動議を提出したいと思います。といいますのもこの案件、今反対討論も出しましたけども、今回可決はなったとはいえ、なかなか問題のある案件だったなとこのように思っております。ということで付帯決議を提出したいため、その附帯決議の議案の調整のために休憩を求めたいと思います。以上であります。

(「賛成」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

ただいま休憩の動議がありました。それでは賛成の声もありますので、暫時休憩いたします。

(休憩 -12 : 22-)

(再開 -13 : 47-)

(議長 屋嶋雅一君)

休憩前に復し会議を続けます。

ただいま遠藤純雄君ほか4名から発議第5号、議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議提出についての件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（議長 屋嶋雅一君）

異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

《 追加日程 第1 》

発議第4号 議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議提出について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。3番、遠藤純雄君。

（3番議員 遠藤純雄君）

ただいま議題となりました発議第4号 議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議案の提出について説明いたします。先ほど可決されました令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）の中で、SINセルカ活用に向けた不動産鑑定評価に係る業務委託料の予算執行に当たり、今後、議会への十分な説明と理解を深めるとともに、町民の買物支援施策については十分に検討の上、計画的に行われるよう留意すべき点を議会として決議するものであります。議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議案。発議第4号 議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議の提出について、議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。令和8年4月22日 提出者、飯豊町議会議員 遠藤純雄。賛成者、飯豊町議会議員 菅野富士雄。同じく賛成者、飯豊町議会議員 舟山政男。同じく飯豊町議会議員 遠藤芳昭。同じく飯豊町議会議員 高橋 勝。

提案理由。買物を支援政策のための店舗の再開に必要な予算については、建物を準備することを先行するのではなく、福祉関係及び商工業者等関係機関と十分協議し、方向性が決定するまでは執行を留保すること。このたびの業務委託料45万8,000円は、業務委託に

こだわらず総合的に計画が決定された内容で再度予算編成されるよう強く希望するものである。以上のように決議するものであります。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。
令和8年4月22日 提案者、飯豊町議会議員 遠藤純雄。賛成者 飯豊町議会議員 菅野富士雄。同じく舟山政男。同じく遠藤芳昭。同じく高橋 勝。

以上、説明申し上げましたが、議員皆様方の満場のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、発議第4号 議案第59号 令和8年度飯豊町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議提出についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、町長から発言を求められておりますのでお願いします。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまは遠藤議員の提出ということで補正予算（第1号）に対する附帯決議を頂いたところでございます。まずご可決頂きまして大変ありがとうございます。

内容をしっかり踏まえながら、適切に対応したいというふうに考えておりますので、今

後とも慎重審議どうぞよろしくお願いします。

《 日程 第 9 》

(議長 屋嶋雅一君)

議案第 60 号公有財産の取得について（令和 8 年度ロータリ除雪車購入事業）
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第 60 号 公有財産の取得について（令和 8 年度ロータリ除雪車購入事業について）ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、冬季間の生活道路の確保を図るため、ロータリ除雪車を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものであります。取得しようとする財産は、2.2 メートル級のロータリ除雪車で、当該財産の購入につきましては、次の 2 社を指名した競争入札において、寒河江重車輛株式会社南陽営業所が落札いたしました。競争入札に参加した業者は、寒河江重車輛株式会社南陽営業所、昭和建機株式会社 の 2 社であります。取得価格は 6,798 万 8,701 円で、納入期限は令和 8 年 11 月 20 日でございます。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議を頂きまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第 60 号の件に件を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。本臨時会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任頂きたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、条項字句数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。

これにて閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

(閉会 -13 : 56-)